

第26 準備書面（その2）の要旨

（はじめに）

本準備書面においては、原告の医療機関における診断・治療状況を、本件事故前におけるものと本件事故後におけるものとに分けて明らかにし、原告に本件事故後に発症した各種病変が、被告らによって惹起された本件事故、特に被ばくさせられたことに起因するものであることを述べる。

第1 原告の本件事故前における健康状態の概要と評価

1 本件事故前における診断・治療状況の概要

原告は、双葉町の定期健康診断を受診しており、平成18年4月から平成21年4月までの間に5回受診している。

2 上記診断・治療状況の評価

原告の本件事故前の健康状態は、上記健康診断により、過去に若干の病歴はあるものの、自覚症状においても、医師の検査・診察においても、全く異常が認められなかったことは、明らかである。

第2 原告の本件事故後における健康状態の概要

1 加須市における定期健康診断の受診状況

原告は、避難先である加須市における定期健康診断を2回受診している。

2 定期健康診断以外の診断・治療状況

原告は、本件事故後現在までに、次のとおり、6医療機関において、合計68回の通院による診断・治療を受けている。

①大宮総合病院（受診10回）

②伊藤病院（同10回）

③篠崎病院（同 4 4 回）

④さがみ生協病院（同 2 回）

⑤東神戸診療所（同 2 回）

第3 原告の本件事故後の健康状態の評価

1 原告が被ばくによる障害として従前から主張している病変と「健康障害」及び疫学調査結果

（1）原告が被ばくによる障害として従前から主張している「健康障害」は、郷地医師作成診断所記載の病名の障害と、原告の自覚症状による障害についてであって多岐に亘っているが、これを体の部位に応じて次の項目に分類しているところである。

①目、②鼻、③口・喉、④甲状腺、⑤心臓、⑥胃、⑦皮膚、

⑧身体、⑨血小板減少症

（2）疫学調査結果のオッズ比

原告主張の自覚症状等については、双葉町民等に係る疫学調査結果のオッズ比により、被ばくとの因果関係が疫学的に証明されているところである。

2 上記自覚症状等及びオッズ比と上記診断・治療状況との対比による診断・治療状況の評価

（1）各自覚症状等ごとの評価

①原告が受診時に述べて診療録等に記載されていた自覚症状は極めて多岐に亘っており、原告主張の自覚症状等が医師により記録されて明らかにされていたということである。

②また、医師の多数回に及ぶ検査・診断により、原告に多岐に亘る病変が発症していることが認められており、原告主張の上記①～⑨の自覚症状等が医学的に病変であることが診断されているということ

である。

(2) 全体的評価

①原告主張の多様な自覚症状等に以外に、諸々の臓器及び血液について、極めて多岐に亘る病変が医師により認められている。

②かかる多岐に亘る病変が、本件事故後に発症しているということは、各病変が、個々独立にではなく、相互に関連し合って発症していることを示していると解すべきである。

③したがって、これらの病変を、全体的に相互に関連しての体全体の「健康障害」として、総合的に捉えるべきである。

3 医師により診断され多岐に亘る病変が本件事故、特に被ばくによって発症させられていること

①原告に本件事故前には存在していなかった多様な病変が発症していることは、上記のとおり、医師により明らかにされている。

②そして、本件事故後に発生した事由としては、次のようなものしか考えられず、被告らによって惹起させられた本件事故との因果関係が明らかであることは、言うまでもない。

- ・本件事故により大量に被ばくさせられていること

- ・本件事故後に新たに発生させられた原子力災害に起因する諸々のストレス

③加えて、原告が従前から主張しているとおおり、種々の事由のなかで、いくら強いストレスが存在しているとしても、それだけではこのような極めて多岐に亘る病変が生じるとする根拠はないこと、及び疫学調査の結果であるオッズ比は、被ばくとの因果関係が認められることを示していること等から、被ばくとの因果関係が認められることは、明らかになっていると言える。

第5 結語

1 被告東電の反論が失当であることについて（原告第26準備書面第2の補充）

被告東電の次の反論が失当であることは、以上の医師の診断結果等から明らかである。

①郷地診断書について「被ばく起因性の記載なし」の反論

②自覚症状について「診断書等の客観的な証拠は一切提出していない。発症の事実も認められない」旨の反論

2 被ばく者に対する医療体制が崩壊させられている中での診断・治療であること

①原告は、本来であれば、法令等が定める緊急被ばく医療において、迅速、適切な健康診断が受けられて、自己の被ばく量及び健康障害の発症状況についての公的な結果を得られていたはずである。

②しかるに、本準備書面において述べているとおり、本来のあるべき公的な医療体制が崩壊させられている上に、民間の医療機関からも被ばく関連の診断を拒否される状況に直面させられている。

③原告が本準備書面において提出した医師の診断書、診療録等は、かかる困難状況の中で、良心的な医療機関を尋ね当てて診断を受けられ、かつ、診療録等の開示請求に応じてもらえたことによるものである。

④原告に発症した以上に述べた「健康障害」及びその被ばく起因性については、かかる事情を考慮して判断されるべきである。

以上